

「競争ルールの検証に関する報告書 2022」(案)に対する意見書

令和4年 8 月 25 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 〒102-0071
住所(所在地) 東京都千代田区富士見 2-4-6 宝 5 号館 2F
氏名(法人又は団体名等) 公益社団法人
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
ICT 委員会 ・ 消費者提言委員会
電話番号 03-6450-5411
電子メールアドレス nacs-jimukyoku@nacs.or.jp

「競争ルールの検証に関する報告書 2022」(案)に対する意見

該当箇所	意見
P5 ○ 携帯電話ポータルサイトの拡充	携帯電話ポータルサイトは、今年 4 月の大幅なサイトリニューアルにより、漫画や動画を使って複雑な仕組みをわかりやすく解説するようになり、消費者が携帯電話サービスを選ぶ際に役立つサイトとしてだけでなく、消費者啓発の場での利用や消費生活相談業務にも役立つ内容になったと感じます。 今後も消費者に役立つ情報の更新に期待します。
P36 ○ 通信料金と端末代金の完全分離に係る規律の在り方	通信料金と端末代金の完全分離については賛成です。しかし、最近の円安を背景に、端末販売価格の大幅な値引きと電気通信事業法の限度いっぱいの MNP 乗換値引き回線契約を組み合わせ、縛りのない人気端末を廉価で購入し組織的に販売する「転売ヤー」による購入契約が常態化しつつあることに危惧しています。端末のみの販売を電気通信事業法で規制することは難しいと思われませんが、キャリアの正当な利益と消費者の利益を確保できるような、規制の検討を希望します。

<p>P113 ○ 違約金の撤廃</p>	<p>現在 MNO3 社がすべて違約金を撤廃しており、消費者にとっては大きなメリットになっています。電気通信事業法では、光回線など固定回線の違約金の上限は1か月としていますが、既存の他の回線契約の中にはまだ高額な違約金を請求されているものもあります。</p> <p>公正な競争確保の観点から、将来的には、光回線等固定回線やモバイル Wi-Fi ルーター(据置型を含む)等の違約金も撤廃の方向で検討を希望します。</p>
<p>P66 イ 料金の動向</p>	<p>報告書にある通り、MNO 各社と MVNO の料金差が縮まり、このままでは、資金力のある MNO とごく一部の MVNO による寡占が起ころうと思われます。通信料金を下げる目標をかなり達成した今後は、MNO には価格競争だけではなくインフラとして 5G 回線敷設や次世代回線に向けた安定、安全面に力を入れた対策を取ってほしいと考えます。</p> <p>また、MVNO が引き続き多様なサービスを提供して消費者の選択肢が増えるように、MNO の MVNO との接続料等の問題解決に期待します。</p>
<p>P67 エ その他(5G 時代における取組)</p>	<p>キャッシュレス決済やオンラインでの公的手続きだけでなく、産業の効率化、河川の見守りなど災害防止面でもモバイルである 5G 回線の果たす役割は大きいと考えます。過疎等の人口減少地域には特に双方向のコミュニケーションツール(医療や見守り等)としてインターネットが不可欠であり、そのような地域への基地局敷設に注力することを切に願います。インフラ投資にける費用のためであれば、施設を維持管理する必要のある MNO の通信料が若干値上がりするものやむなしと考えます。しかし、いかなる場合も説明責任は求められてしかるべきです。</p>
<p>P85 1. 携帯電話端末の対応周波数等について</p>	<p>SIM フリーという言葉から多くの利用者は、自身の端末が SIM を入れ替えればどの通信会社であっても、変わりなく使用できると理解していると思います。端末購入後に対応周波数のことを知らされてもどうすることもできません。端末購入前の説明が必要だと考えます。また、完全に SIM フリーにすると端末価格や通信速度に影響するとのことですが、SDGs 観点や資源の節約の意味でも、端末を長期間使用することの方が自然の流れかと思われます。現に P92 では、他の MNO に乗り換えを検討していると回答した者に現在使用している端末をそのまま使用したいか否か尋ねたところ46%の者が継続して使用したいと回答しています。ある意味健全な感覚と思われます。更に現在使用している端末が周波数に対応しておらず通信が一定の制限を受けることになったら乗換を断念する者が40%となっています。これらからも中</p>

	<p>長期にわたって自分の使用状況に合わせた通信会社の選択を可能にする利用者視点に立った完全な SIM フリー端末の提供を望みます。</p> <p>また、P96 のご意見にあるように外国人旅行者に周波数帯をアナウンスするのと同じように、日本人が日本仕様の端末で SIM を入れ替えただけでは海外で使えないことがあることを事前に認識することも重要と考えます。</p>
P113 ○ オンライン解約手続	<p>MNO4 社は既にオンラインでの解約手続きに対応していますが、モバイル Wi-Fi ルーター事業者の中には、オンラインでの解約の形式をとっていないながら手続きが遅延するという状況が起きています。改正「通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」では、「ウェブでも可能とすることが望ましい」とされていますが、更なる解約手続き等の迅速簡便化に期待します。</p>
P118 3. 「一部ゼロ円」料金プランと価格圧搾の関係について	<p>公正取引委員会が携帯端末の「1円販売」を可能にしている取引構造及び流通実態を明らかにすべく調査を開始することですので、連携を図り通信サービスと端末料金の公正な競争の実現を目指してください。携帯電話市場においては、従来その仕組みの複雑性及び関連事業者の多様性により消費者はそのサービスもキャリア等の言うなりで、サービスの提供が終了すると一方的に宣言されればその対応も事業者の言うなりで右往左往するばかりでした。しかし、ここまで日常生活に深く浸透してくると行政政策としても健全な市場の構築が喫緊の課題となります。ユーザー目線の政策展開を切に希望する次第です。</p>
P146 (1)通信料金と端末代金の完全分離についての検証	<p>報告の中(P73、147)でも指摘されていますが、販売代理店への支払金は増えており、販売奨励金も増加しています。しかし過度の端末値引き等という販売競争により転売ヤーの暗躍など問題が生じ、買い替えを頻繁に行う利用者だけが利益を得るといいうびつな構造になっているとも言えます。販売モデルの変更により、販売代理店の店員の離職や疲弊を防ぎ、高齢者が安心して相談できるインターネット相談拠点として地域に密着して生き残れる販売代理店の在り方の検討が急務と考え、検討を期待します。</p>
終わりに	<p>今回の報告書を評価させていただきますが、さらにもう一步踏み込めば通信インフラ(機器)といえども資源の枯渇、環境、希少レアメタル等々オールジャパンで取り組むべき課題が山積しています。省庁横断的にやるべき政策提言、そして実効性のある具体策を総合通信基盤局でイニシアティブをとって進めていただければ有難いと思います。</p>